

4

サービスの質の確保・向上

サービスの質の確保・向上

利用者の適切な選択と競争の下で、良質なサービスが提供されるよう、情報の公表の義務付け、サービスの専門性・生活環境の向上、事業者規制の見直しを行います。

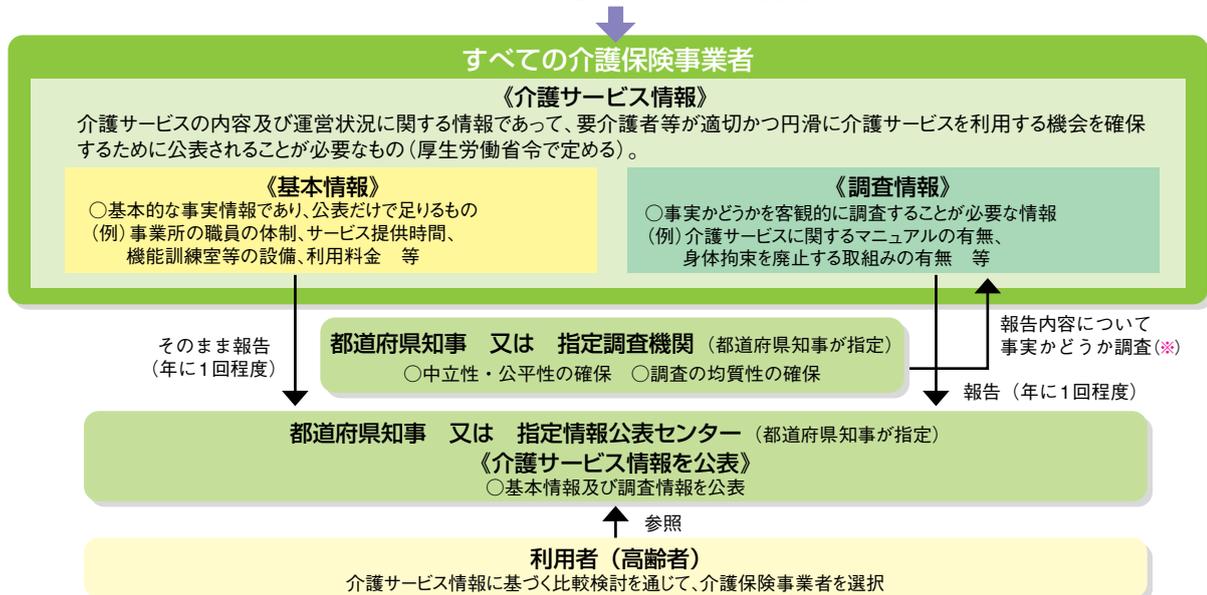
また、ケアマネジメントについては、包括的・継続的マネジメントの推進、ケアマネジャーの資質・専門性の向上、公正・中立の確保などの観点から見直します。

1 介護サービス情報の公表

介護保険のサービスが利用者に適切かつ円滑に選択され、利用されるよう、事業者・施設に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入します。

■情報公表制度の仕組み

介護サービス情報の公表の義務付け



※都道府県条例に基づく手数料が必要

2 サービスの専門性と生活環境の向上

サービスの質の確保・向上のため、サービス担当者の専門性の向上を図るとともに、施設等における生活・療養環境の改善を進めます。

■サービスの専門性と生活環境の向上のための対応

●訪問介護における専門性の向上

- ・介護福祉士への移行を目指した「介護職員基礎研修」の導入など研修体系の見直し
- ・介護報酬におけるサービス提供責任体制、ヘルパー活動環境の重視
- ・3級ヘルパーの報酬減算の強化

●施設における生活・療養環境の改善

- ・感染管理・安全管理体制及び褥瘡予防体制の整備、身体拘束廃止の推進
- ・ユニットケアの推進、療養環境減算の強化等

3 事業者規制の見直し

不正事業者などに対する事後規制ルールを強化する観点から、指定の欠格事由、指定の取消要件の追加や指定の更新制の導入など、事業者規制の見直しを行います。

■事業者規制の見直しの内容

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

- ・サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を図る観点から、
①指定の欠格事由に、申請者の取消履歴、役員取消履歴、犯罪履歴等を追加する。
②過去に指定を取り消されて一定年数を経っていない場合など一定の場合に該当するときは、指定をしてはならないこととする。

2. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定に有効期間（6年）を設ける。
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できることとする。（現行も新規の指定申請について、同様の場合には拒否できる。）

3. 勧告、命令等の追加

- ・都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する、①業務改善勧告、②業務改善命令、③指定の効力の停止命令、④当該処分の公表、の権限を追加する。

4 ケアマネジメントの見直し

包括的・継続的ケアマネジメントの推進、ケアマネジャーの資質・専門性の向上、公正・中立の確保などの観点から、制度及び介護報酬の見直しを行います。

■ケアマネジメントの見直しの全体像

① 包括的・継続的ケアマネジメントの推進

- 「地域包括支援センター」の設置
- ケアマネジャーと主治医等の連携強化
- 退院・退所時におけるケアマネジメントの強化

② ケアマネジャーの資質・専門性の向上

- ケアマネジャー資格の更新制（5年間）、二重指定制の導入
- ケアマネジャー研修の義務化・体系化
- 主任ケアマネジャーの創設

③ 公正・中立の確保、プロセスの重視

- ケアマネジャー標準担当件数の引き下げ（50件→35件）と多数担当ケースに係る報酬逡減制の導入
- 業務を反映した要介護度別の報酬、初回時の評価
- 中重度者や支援困難ケースへの対応強化（特定事業所加算の導入）
- 不正ケアマネジャーに対する罰則強化
- 不適切な事業運営に関する報酬減算の強化

5 負担の在り方・制度運営の見直し

保険料等の見直し

第1号保険料の設定方法や徴収方法の見直しを行います。

また、公平・公正の観点から要介護認定事務の見直しを行うとともに、保険者機能の強化の観点から、市町村のサービス事業者に対する権限等の見直しを行います。

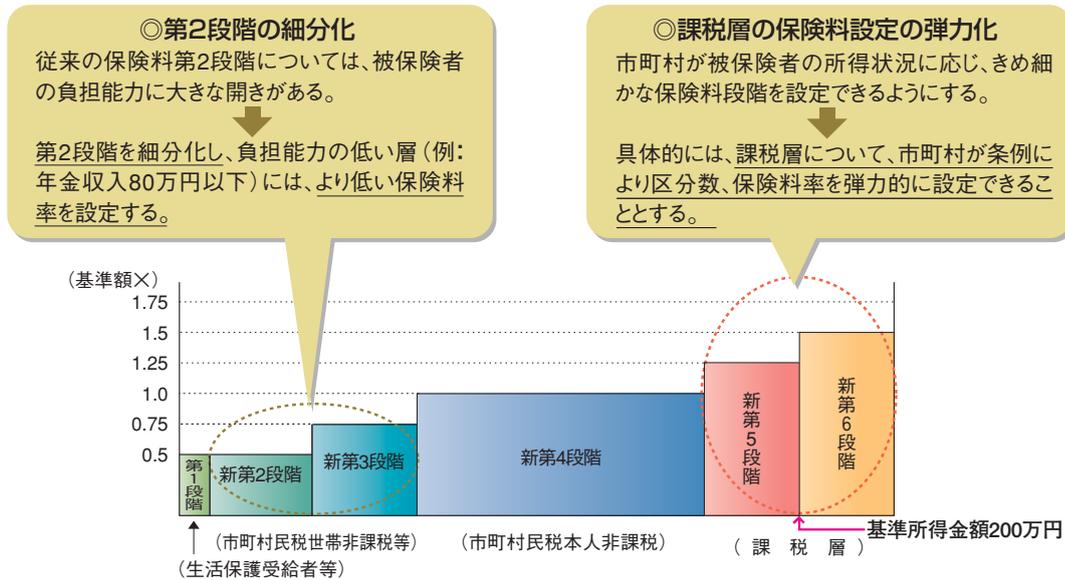
さらに、国庫補助負担金の改革に伴い、国と都道府県の負担割合を見直します。

1 第1号保険料の見直し

保険料設定方法の見直し

第1号被保険者の保険料は所得に応じた定額の段階設定（5段階が基本）となっていますが、平成18年4月からは従来の第2段階を分け、負担能力の低い方には保険料負担の軽減を図っています。

■保険料段階の見直し



21

保険料徴収方法の改善

遺族年金、障害年金を特別徴収（年金からの天引き）の対象とします。

また、普通徴収について、コンビニエンスストア等での保険料納付を可能とします。

2 要介護認定の見直しと保険者機能の強化

要介護認定事務の見直し

新規の要介護認定については市町村による認定調査の実施を原則とします（一定の経過措置あり）。

保険者機能の強化

市町村が保険者としての機能をより発揮できるよう、市町村が事業所へ直接立ち入りできるように権限を付与するなどの見直しを行います。

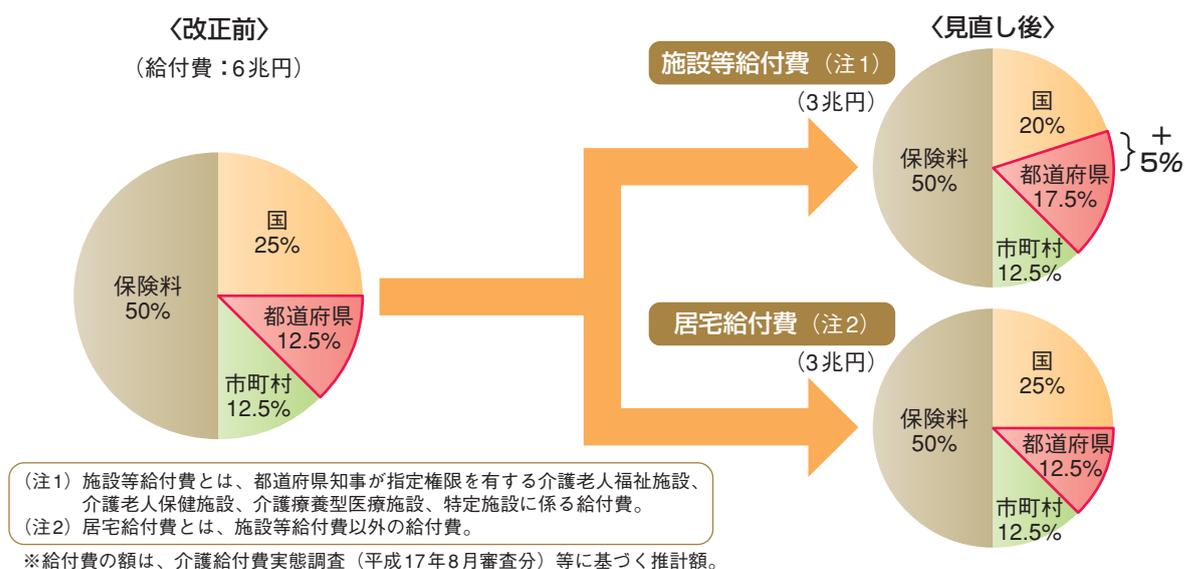
市町村の事務負担の軽減と効率化を図る観点から、介護保険業務に精通し、公正な立場で事業を実施できる法人（＝事務受託法人）に認定調査などの業務を委託できるようにします。

3 費用負担割合等の見直し

国庫補助負担金の改革に伴い、都道府県指定の介護保険施設及び特定施設に係る給付費について国と都道府県の負担割合を見直します。

また、介護専用型以外の特定施設について、都道府県介護保険事業支援計画に必要利用定員総数を定めて、それを超える場合に指定しないことを可能とするとともに、住所地特例の対象とします（平成18年度からの実施を内容とする関連法案を国会に提出）。

■介護保険施設・特定施設に係る給付費



4 地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し

地域介護・福祉空間整備等交付金について、①都道府県交付金は廃止、一般財源化する一方、②市町村交付金は対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へ改善します（平成18年度からの実施を内容とする関連法案を国会に提出）。

■市町村交付金の見直し

